

82
129

下士
制度

改革私議

緒言



下士官は軍隊教育上及戦闘上實に主要なる一
 階級に屬するもの拘はらず常に不幸の地位に
 抛棄せらるるは吾人の甚た遺憾とする所なり
 本書には我國下士制度の不備を訴へ之が改善
 の鄙見を陳述せり
 本書は我國立法及行政の局に當れる諸官及議
 員諸君に呈し聊か参考の資に供せんが爲めに
 作れり

目次

一序 論

第壹章 下士の位地

○オフトン將軍の下士制度報告

第貳章 歐洲各國の下士制度

○獨逸○伊太利○佛蘭西○魯、英、澳

第三章 我國の下士

一改革の要領及其理由

第四章 下士生徒の教育

○教導團生徒採用試験の程度○教導團生徒に普通學を教授
とる事○精神的教育の方法

第五章 服役年限

○服役年限を七年とする事

第六章 下士の進路

○士官候補生を下士より採用する事○下士より士官候補生たるを得べき年齢の制限を三十才迄とする事

第七章 下士特別學科

○下士に特別學科の教授を爲す事

第八章 俸給

○下士の俸給をして判任文官と相等ならしむる事

第九章 文官採用

○下士文官採用の範圍を擴張する事

第十章 再役獎勵

○増給○初度の再役年限を四年とする事○再役以上の者には營外居住を許可する事

第十一章 豫後備下士の補充

一 結論

下士 改革 私議

序論

第一章 下士の位地

下士官は將校と兵卒との中間に在て軍隊活動の原動力を有する樞要なる一階級に屬す故に軍隊の擴張整備を謀らんとするものは必ず先づ強固なる下士官部を組織し依て以て全隊の士氣を鼓舞するの基礎となさざるはなし若し下士官にして善良ならば兵卒の教育上導る士官の不備は甚だ多く憂ふるに足らざるなり現に露國の老功下士は年少士官に優るもの多しと云ふが如き同國政府が如何に下士の養成に力を用ゆるのと察するに足る實に下士官は直に兵卒の教官にして又之

が模範者なり全隊の士氣は下士に依て代表せらるると云ふも不可なるべし然るに將校は其地位上級にあるを以て好人物を得ると左迄難事にあらずとするも下士の地位が劣等なるだけに其階級内に良好適任なる者を得ることは甚だ困難事にして各國政府の等しく焦心苦慮する所たりオフトン將軍が伊太利下士制度に付ての報告書は這般の狀況を詳にすオフトン氏は北米合衆國の陸軍少將にして曾て亞細亞及歐洲各國の陸軍兵制を視察し大に米國軍政に貢獻する所ありたりき左に掲ぐるものは歸朝後當時の參謀部長に呈したる報告書の一節なり

前略以太利政府の下士を養成するに意を用ゆるや獨り其之を教育訓練する爲めに特に學校を設置するのみならず夫れ一好下士を得るは一士官を得るよりも殆んど輕ならずとの論方今歐羅巴一般に

行はれて以太利政府も亦早く此論を容れ凡ろ下士と成る者は必ず八個年間現役に服すべきを誓約するを以て第一の約束と爲し且其下士と成らんと欲する者は已に二年乃至三年列伍に在て服役するの後にあらざれば此級に進むを得ず而して政府此約束を固守して動らず假令數百の欠員を生ずるあるとも其任に適せざる者を擧げ濫に欠位を滿すよりは寧ろ欠員の儘に措くを優れりと爲す蓋し此政略は輕々一朝の論に非ず千思萬考の後に出るは正に証すべきものあり中略下士の適任なる人と得るの難き夫れ斯の如くなるを以て政府亦特に鼓舞の策を立て、下士を志望し且其身耐ゆる間は久しくこゝに在職するを獎勵するに至れり中略以太利軍の下士に付きて前已に述る所の者は歐洲各國の陸軍皆之と大同小異なり是に因て熟思するに我邦若し將來の戰に臨み必勝の望を固ふし生靈の

死亡を減せんと欲せば我陸軍下士の教育に注意する士官の教育に譲らざるを緊要とす

歐洲列強が斯の如く下士の養成に力を注ぐ所以のものは他なし軍隊の樞機たる下士として良好ならしむれば直に軍隊の活動を促すを得べければなり願みて我陸軍の現状を察すれば軍費の饒多なることは國費の半と越へ軍隊は俄に膨脹して兵員は前日に倍蓰し將校は皆實戰の經歷を有し武器には有坂砲あり村田銃あり當局者は單に此數のものをも以て軍隊の進歩を誇り國民は徒らに外形の美に眩惑して軍備の整頓と謳歌しつゝありと雖も軍隊の骨髓たる下士部は依然不舉の地位に抛棄せられて士氣の日々に沮喪するを憂ふるものなし豈に塞心の至りならずや

千八百七十年戰に於て佛軍の敗を取りしもの其原因數多なりと雖も

普軍には完全なる教育を受けて義務心に富める下士多ありしに反し佛軍の下士は當時甚だ冷遇薄待の位地にあり従て好下士の少なりしもの儘に勝敗に關する大原因の一なりとは戰史を論究するものゝ等しく認むる所戒めざるべけんやいましめざるべけんや

第二章 歐洲各國の下士制度

歐洲各國が下士の養成に意を用ゆるの切なるは前章オフトン將軍の言に依て知るを得べし予は更に本章に於て二三の強國に於ける下士制度の大要と述べて讀者の參考に供せんと欲す

一 獨逸

○下士豫備校　ワイルブルグ　アンナブルクノイブライサツハの三個所にあり本校の目的は其名に示す如く下士學校に入るの豫備門にして小學卒業後未だ兵役年齢に達せざる者にして他日下士たらんと

する者を教育する幼年學校なり、修學年限は一年乃至二年にして軍事に關する訓練は固より陸軍經理勤務及文官の職務に必要な教育を授く

○下士學校 ホツタムヒーブリツヒエトリゲンマリーンウエルデル及他に二校あり各校常に四五百名の生徒を有し、修業年限は三年にして、軍事教練は勿論讀書、書法、獨乙學、數學、各種軍用文書、各式陸軍計算法、地理、歴史、圖畫、唱歌等を教授し尙ほ優等の者には下士高等勤務、陸軍經理勤務、文官の職務に必要な教育等を授く又、學校付下士は六十人ありて毎週二時間宛普通學の授業を受け他日文官たるの豫備學とす下士養成の爲めに豫備校に一二年本校に三年を費す、獨逸に多くの好下士ある所以なり而して長年月間の教育は學術よりは精神教育に力を盡すこと多しと云ふ

一 伊太利

○學校 伊太利陸軍の下士學校に四種あり、一伍長學校修業期は五ヶ月にして伍長たらんとするものを教育す、二軍曹學校修業期限同五ヶ月にして伍長より軍曹たらんとする者を教育す、三經理學校下士にして會計部に服務せんとする者を教育す、四下士高等學校才幹ある下士にして士官たらんとする者を教育する所にしてモデナ、パルマの兵學校に入るの豫備門なり、修業期限を八ヶ月とし地理、文典、算術、基本幾何等を教授す

◎ 獎勵法

一増金 伊國陸軍金額出納表に依れば歩兵科曹長の日給は凡る八拾錢にして一等軍曹は五拾錢、二等軍曹は四拾六錢位ひなれども別に増金を給せらる其金額は一個年各六拾圓とす

二再役増給 再役は第一期を五年第二第三期を三年として三度之を許し尙年齢四十五才に達せざるものは其年齢迄服役することを許す

一第七年より(現役六)十一年の末迄五ヶ年間の再役をなすものは年額百貳十圓の増給を受く

一第十二年より十四年の末迄三ヶ年間の再役をなすものは年額百八十圓の増給を受く

一第十五年より十七年の末迄三ヶ年間の再役を爲すものは年額二百四十圓の増給を受く

三年金 十七年間服役の後免官となりたるものには百四十四圓(再々給の四五)の年金を受く

四退職料 もし四十五才迄服役して免官となりたるものは百六十六圓乃至貳百四十圓の退職料を受く

五、文官任用 十二ヶ年以上現役に服せしものは政府の鉄道或は陸軍諸局麻鷹に任用するを通規とす年々免官の者大凡一千各大概之を任用す

伊國政府が下士の服役を獎勵鼓舞すること是の如く厚く再役下士の如き其給料は遙に我國士官の上にあり故に彼國の下士は安んじて其職務に勉勵し年齢滿限迄服役せざるなく退職の後は又直に文官に任用す其親切至らざるなし而して其人員も壹万餘人の多きあり伊太利陸軍が歐州強國の列にあつて重きを置くもの偶然にあらざるなり

一佛蘭西

千八百八十六年グレヒー内閣が四年兵役の制を減縮して三年兵役となさんとするや時の陸軍大臣ブーランゼーは陸軍改正法案を議會に呈出せり下士に關する改正案の理由及説明の大略如左

現役期限を減縮するに由て下士幹部を固く組織し年齢と経験とに由て諸人の信憑する下士の可成多數を軍中に止めて兵の教育に力を盡さしむるの必要を感じたり

千八百七十二年の法律の下に在ても此事に就て已に屢々之を行ふ事を試みたりと雖も人の希望する成績を得るに至らず然るに今現役年限を三年となし下士を久しく軍中に止めんと欲するには益々前件の行ひ難さを知るか故に大に方法を改良して之を行ふを得るに至らしめざるを得ず

政府は此目的を以て新に種々の方法と案定し諸君に出して考案を煩はさんとする(本條は下士を久しく軍中に止むるを目的とするものにして再役を奨励するに種々の恩典を以てせり本文甚だ長し今はたゞ其大要と摘載す)

第一賜金年金恩給の制

初度の再役は二年三年或は五年の服役を契約せしめ實役十五年に満る迄改約するを得尙四十七才に至る迄留任の資格を以て服役することを得

	二年	三年	五年乃至十五年
再役契約ノ時 直ニ受クル	賜金 百六十圓	二百 四十圓	六百圓乃至八百圓
毎 年 末 ニ 受 クル	年金 八十圓	八十圓	八十圓乃至百圓
毎 月 末 増 給			三圓半乃至八圓半

一妻を有するもの及留任下士は毎月六圓宛の宅料を受く

一實役十五年の者は恩給を受け二十五年服役せしものは退職料を受く(千八百七十九年)

一下士文官の職に就く時は文官の俸給と恩給を併受するを得

第二留任下士

再役に就くも心に安んせざる所ありて半信半疑永く服役するの決心を爲さざる下士あり是故に此法案に於ては下士八年間服役したる時より之に留任を命し欠員ある時を俟て其職に就らしむる事を約し之に依て之を軍中に留まらしむるの途と開けり

第三再召集

下士歸郷の時より三年の間に於て再役を願ふ時は之を許可す此項は一家生計の困難なるに依て隊を離れたる下士と再び軍中に就役せしむる爲めに設けたるものとす(千八百八十年の法律を以て一度之を試み好結果を得たり)

第四文官任用

一各下士の再役証書中に文官何類の職に適格する者と認定せられ其職に就くの権利を有する事を明記す
一下士の服役十五年に満て之が適任の官職に欠員なき時は欠員の生ずる迄留任の資格を以て隊中に留まり欠員の生ずるを待つ
一後來工商業に付て新に事業と企圖し其特許を政府に請願する時其仕様帳を査定するの職を下士に委ぬる事を約するに非ざれば之を許さず

魯西亞

露國將校の大半は下士の特に兵學校の教科を経て進級せしものとす即ち「コンケレシユール」なる學校全國に八校あり學期一年にして卒業せしむ

英吉利

英國に在ては優等の下士と撰抜して桑士堡兒斯士官校に入學せしめ卒業の後は士官に昇進せしむ

塙地利

塙地利の士官校も英國と同じく才幹ある下士を入學せしめて士官たらしむ

之を要するに歐洲各國の陸軍に於ける下士養成及進級の途組相同じ其待遇獎勵の法も又相似たり今はたゞ其一斑を示すのみ

第三章 我國の下士

明治四年大阪兵學寮に八十貳名の下士生徒を入學せしむ之を我國陸軍下士生徒の嚆矢とす翌五年四鎮台を増して五鎮台となすの準備として七百餘名の(前四百五十二砲九十五工六十六樂五十一火工十一銃工十木工二十)生徒を募集し其翌年には兵學寮より教導團を分離獨立

せしめたり當時陸軍創業に際し最も下士の必要を感じたれば政府も其養成に力を盡し優等の者は之を將校の位地に進むるに吝ならず殊に維新の變亂と經來りし各藩の青年續々募集に應じて入學せしゆへ一般の活氣に富み俊才の士も又乏しうらさりしなり爾後工科の下士生徒募集は或は中止し或は新設したるもあれども戰列隊の下士は漸次其數を加へ明治十八年には各師團に大隊増設の爲め兩度の募集を爲して貳千三百四十名の生徒(二千六百五十五騎二十九砲貳百八十八工百七十六喇八十四樂七火工三十銃工三十蹄鉄四十一)と入學せしめたり實に教導團創設以來の盛況とす然れども可憐此時に當り下士の進路は事實上全く斷絶せられて殆んど義務服役の姿となれり是より先き下士の七年服役は減せられて五年となりしが十九年には又減して四年とし同時に兵卒より下士を補充するの制と定めらんたり左な

さだに下士待遇の酷薄なる爲め下士志望者の少なかりしに昇進の途絶へて更に兵卒に混入せらるゝ有様となりたれば下士の位地は一層に下落し俄然志望者の數を減して人物の適否を撰擇するの遑なくたゞ人員を充すに忙はしくして遂に兵卒一年の再役を以て直に下士に任ずる事を許せり然れども尙希望の者なし爰を以て所属の隊長は滿期歸郷せんとする兵卒に強勸苦告して再役せしめ一年の速成下士を置造するに至れり隊中の狀況已に如是し誰の又教導團に入學し卒業の後此の兵卒を伍するを快とせん故に二十年頃より再三生徒の募集を爲すも豫定の人員を充すこと能はずして教導團廢止説を唱ふる者あるに至れり當路者の下士を得んとするの策何ぞ夫れ如是拙にして且つ窮するの甚しきや

人若し教導團生徒の募集に應ずるものゝ少なき所以と知らんと欲せ

ば試に教導團の教育程度を一蔑せよ如何に當局者が下士教育に冷淡なるを知るを得べし迎ふるに冷淡ならば應ずるものゝ少なきは當然なり現に今行ひつゝある教導團入學試験の程度の如き毫も社會教育の進歩に伴はず依然二十年前の舊式を改めざるにあらずや其餘は概ね察知するに足るべし之を採用するに其才を撰ばず又之に向て自分の教育を施さず而して下士の人物如何を云ひ或は其不適任を責むるは抑も酷なり

且又其俸給の如きも最上級者にして初めて通常判任官の最下級の給料を受け而して前途毫も昇進増給の途なし如何に奉公の義務を以て之に強ゆるも仰事俯養の産なきもの豈久しく其職に止まる事を得んや方今工科の下士にして上等看護たるの見込ある者を除くの外滔々たる下士恐らくは安んじて其職に身を終へんとするものはならん

此れ決して過言にあらず之を人情に訴へ之を實際に徴するに必ず斯くあるべき筈なればなり

當初下士の進路と絶ちたるの結果として下士志願者の減少せしに際し當局者は思へらく服役年限を減縮せば志望者あらんと減して五年となし四年となし又一年下士を造り更に又兵卒現役中に下士に任するの窮策と行へり而して其結果は豫期と全く相反し志望者は年限の短縮と共に次第に其数を減し下士の地位は兵卒だも之を望まざる迄に劣等のものとなれり嗚呼此れ果して誰の罪ぞや

今や各師團大に下士の不足と感し好下士を呼ぶの聲漸く大ならんとす然れども服役年限と短縮せしが如き姑息の策を以てしては到底好下士を得ること能はざるなり好下士と得んとならば却て服役年限を増長とるころ至當なれ眞心下士希望の者ならば何ぞ五年七年を厭は

ん十年可なり二十年可なり更に進で之と終身の服役とするも喜んで志願せん要は唯待遇如何にあるのみ然らざれば假令ひ半年とし一ヶ月となすも望なきの地位を望むものはなからんなり

吾人は漫に過分の待遇を與へよと云ふにあらず試に歐州列強の下士を以て之を我國の下士と比較せよ我國下士の如く前途を斷絶せられたるもの何くにある又我國下士の如く冷遇せられ居るもの何くにある較し來れば我國下士は實に世界無比の劣等に位す自ら此れ帝國陸軍の不整頓を表示するものにして軍制上の一大欠點なりとす苟も實際上の強兵と謀らんと欲せば必ず先づ軍隊活動の中心點たる下士の養成に力を致さざるべからず此れ予の憶説にあらず兵制家の常に唱道する所にして我國陸軍の一大急務亦實に此點に存す若し夫れ下士が下級民官たるの故を以て其改善を忽にするものあらば此所謂

近眼者流の見のみ共に軍國の大勢と談するに足らざるなり

改革の要項及其理由

第四章 下士生徒の教育

支那の備兵が戦闘の實力なかりし如く教育を施さざる兵卒を借り來りて俄るに雇下士となせばとて其効果を収むる能はざるは當然なり然るに現今下士と補充する方法は唯た其人員と充すの意にして無試験登用變則的昇進強制叙任毫も素養なき兵卒に下士の徽章を附し此濫造速成の下士に向て好下士たれと望む望まるゝ者も迷惑なれ望む者も亂暴なり斯る慾深き性急なる當局者に向つて教育を云云せば必ず迂遠として容られざるべし然れども良好なる下士を得んと望まば

完全なる教育に依て求むるより他に途なあるべし

一 教導團生徒採用試験の程度

現行教導團入學試験の程度は今を去る二十余年前に定めたるものにして簡易なる讀書算法作文習字の四科目を唯儀式的に検査するのみヨシ是を規則面通りに嚴重に施行すとも其學力の程度は遙に小學卒業生の下位にあり而して教導團在學中毫も普通學の教授と爲さずして卒業の後は直に此れ一部の隊長たる下士なり此れ果して社會の進運に伴へるものと見らるべきや工場内に使役せらるゝ職工の徒弟と雖も小學課程だけは是非教育とべきものとせらるゝ今日に於て小學兒童にも試むるに足らざる低度の試験を行ふて下士生徒を採用すモシ小學の課程を経ざるもの續々入團するあらば下士の學力は一般兵卒に及ばざるの奇態を現出すべし世寧る如是滑稽あらんや

士官生徒が受檢資格を尋常中學卒業以上のものとせらるゝに準せば
下士生徒は充分に高等小學卒業生上の資格を有せるものならざるべ
からず、現今社會學術の進運より云ふ時は此程度も甚だ低きに失する
が如くなれども百般の事業は二十年前の規則を今日に行ひつゝある
が如く遅々たらずして青年が榮達を求むるの途はたゞ陸軍のみにあ
らざれば餘り我が欲する儘に受檢の程度を高めば又遂に生徒を得る
こと能はざるに至らん故に受檢の程度は小學卒業生を最下限とし尙
其不足は在學中に教育することゝせざるべからず。

一 教導團生徒に普通學を教授する事

修學時機の青年を集取して生涯下士に終へしめんと強ゆるは酷なり
多少在團修學の年月を延長し授業の課月中に普通學科を増設して他
日士官候補生たるの準備を爲さしむべし此れ單に下士の幸のみにあ

らず下士が學力の進歩は自ら此れ軍隊の利益なればなり現今の如く
下士に必要な科目のみを教授するに留むる時は所謂一杯くにし
て毫も餘力あることなく卒業の後如何に多年服役するもたゞ隊務に
練熟するのみにしむる學力の上達するはづなければ相當の學力を要す
る將校の位置に昇進せしめんとするも爲し得べからざるなりヨシ遂
に士官に昇進せざるも兵卒の上に立て教導の責に任する部隊
長たるものだゞ小學修養の學力のみにては萬々不足なり何時にても
士官候補生たるを得るの學力を有するを以て下士の學力程度とせさ
るべからず上等兵として下士生徒たるの學力あらしめ下士として士
官生徒たるの學力を有せしむるは楷級上正當の順序なればなり。

一 精神的教育の一方法

予は單に教導團生徒にのみ此種の教育を施行せよと云ふものにあらずと雖も少年なる生徒と有する教導團に於ては特に精神教育の必要なるを信す歐洲各國何れの幼年學校にても校内には必ず禮拜堂の設けあらざるはなし殊に幼年學校の如きに至ては最も其構造と美麗にし其儀式を壯嚴にし宗教の力を以て生徒の愛國心を涵養し其他唱歌の如き踏舞の如き快樂を感ずると共に勇壯の心を鼓舞する方法あり我國民の宗教に冷淡なる殆んど宗教の尊むべきを知らず其感化の如何に大なる力を覺らざるが如き有様ゆへ學校殊に幼年學校の生徒は皆無宗教者とも云ふべく一般教育の方針も宗教の感化を喜ばざるものゝ如く啻に之を喜ばざるのみならず大に之を排斥せんとするの傾向あるは精神教育上大に嘆息すべきの事と云ふべし尤も我國民は

殆んど先天的に忠君愛國の美性を備ふるのみならず幸に軍人社會には封建時代の良風たる武士道の氣風未だ全滅せざるものあるを以て將校團躰の士風は今俄に深く憂ふるに足らずとするも滔々たる社會の風潮日に月に輕薄懦弱に流れて底止するところなし今に於て大に之が謀を爲さざれば所謂其の美性なるものも次第に萎縮して惡風毒潮の漂流する所らざるやを保すべからず假令嚴肅なる軍記の下に統監する學校と雖も決して等閑なるべからず殊に幼年生徒に在ては善惡共に先入主となるの習なれば技藝よりも學術よりも先づ重きを精神教育に置き充分に美性の研鑽に勤むべきはづなるに我國陸軍幼年校の一枚ともなづくべき教導團に於て精神教育の機關として見るべきの設備なきは吾人の大に解せざる所なり予は學校庭内に一棟の宮殿を建設し 陛下の尊影と奉安し毎朝必ず生徒をして嚴肅なる禮

拜を行はしむるの一作法と設けんことを望む而して又予が常に唱ふる勅諭捧讀の儀式も此堂内に行ひ或は軍隊布教師の説教或は忠勇義烈の講活、玉躰安全の祈禱式等皆此堂内に於て慎重に施行し而して堂内に於ける諸の儀式は之を宗教者に掌らしめ宗教者の儀式に依て以て忠愛の涵養を計るべし此予が精神教育の方案なり現今軍隊に於ける勅諭捧讀の如き其式の簡短なること所在小學校に於て行ふ式にだも及ばず從て生徒に及ぼすの感化も亦少なきこと必せり軍隊に於ては事の煩雜なるを厭ふは當然なれども獲る所の効果の小大如何を較せば總ての根元たる精神教育の爲めには斯ばりの作法は決して煩雜なりとして斥くべき程の事にあらず殊に學校教育中の生兵に於てをや

第五章 服役年限

一 服役年限を七年とする事

當初下士の服役は七年なりしものを漸く減縮して今は僅に四年或は一年(變則下士)となれり如是服役年限を短縮せし主なる原因は豫後備軍を充實せんが爲めなるべしと雖も當路者は依て以て下士志望者の増加を期せしや必せり豫期は全く晝餅に歸して志願者は年限の短縮と共に次第に減少せり志願者は年限の長さを厭ふものにあらず苟も下士の地位にして有望ならば却て年限の長さを望まんとす故に之を當初の如く七年現役となすも決して志願者の數を減することならん而して予が強て服役年限を永らしめんとするものは下士が就役の後一二年は未だ充分の勤を爲す事能はそ其の隊務に熟達し獨斷の伎倆を振はんとする迄には少なくとも二三年の歳月を要す此れ特り下士の職務のみならず兵卒にても將校にても將又他の商工業の事務に

於ても皆然らざるはなし兵卒が三年にして良兵となりて豫後備に入るは可なりとするも事務者たり又教官たる下士をして漸く隊務に熟練し來りたる好時機に於て隊を去らしむるは軍隊事務の整理及兵卒教育上甚だ惜むべき事ならずや故に予は故の如く七年服役となし其老練の手腕を充分に伸さしめんと欲す且又一年速成下士の如き本年下士となりて明年除隊す此の短期に於て如何にして下士の伎倆を振ひ其職務を全ふするを得ん加之年々此多數の下士を補充するの手續及其費用の如き決して些少なりといふべからず而して毫も軍隊に益する處なし此たゞ當路者が其人員と充すの窮策なりとは云へ下士の職務を無視するも甚しと云ふべし予は斷然一年下士を廢するを以て優れりとするものなり

第六章 下士の進路

一 士官候補生を下士より採用する事

人生前途の希望なきより不幸なるはなし現今我國の下士は僅に此の不幸の位地にあるものなり下士部に好人物なく又世に下士を志願するものなきに至りしも之が爲なり、人才を登庸すべき正當の道理としても又軍隊の利益の爲めにも是非此の障害は之を除去して相當の進路を開らざるべからず予は下士より士官候補生を採用するを以て最も至當の順序なりと信ず、之が爲めには二年以上隊務に服せし下士中より思想確實學術優等なるものを抜擢して士官候補生となすべし已に高等小學を卒業し教導團及隊中にて四年間普通學の教育を受く元より學事專修にあらずとするも士官候補生たるに於て充分なり況んや多人數の中より之を抜擢するに於てれや、如是せば青年下士は皆將校生徒を以て自任するは必然にして下士部の活氣は求めずして得ら

るゝなり且つ現今の士官候補生が下士の隊務を見習ふ如く儀式的に止まらずして實際に下士の職務に當らしむるの利あり左りながら手は下士の進路を開くを望む切なりと雖も従前の如く下士の舉動のみを以て直に士官に昇進せしむることは大なる不賛成なり此れ實に士官の位地を紊すのみならず昇級者自身も終身齟齬として其職務に堪へざるを恐れ學力の素養なきゆへ將來の榮達も望まれざれば自然勇壯の氣を挫折するに至る如是もの將校の増加せば其弊害の及ぶ處實に計るべからざるに至る故老將校の無學如何ともする能はざりしは當時局に當りし者の大に其處置に苦しみし處なり現今此種の將校皆無なりや否やは予之を知らずヨシ特例に依り士官に昇級せしむるとするも已に士官の位地と與へたる後に戸山校へ召集せしむるが如き事を爲さずして修學の後に其位地を與ふるを予は寧ろ優れりと信

するものなり

一下士より候補生たるを得べき年齢の制限を三十才迄とする事曾て軍隊に閱歷なき者と已に軍事學校に二年の歳月を修學し且つ實際の隊務に當りし者とは同日に論すべからず初めて陸軍生徒たらんとする者の爲めには二十四才迄の制限は至當なれども下士よりする者の爲めに三十才迄とするも不可なるべし現今の如きは毫も下士に向て其斟酌なきゆへ通常二十才前後にて入團するものとせば準備の後一兩年にて候補生たるの資格を失ひ受檢の準備を爲すの暇なく空しく其望を絶ざるべからざるの不幸を嘆つもの多し佛國の如きは兵卒よりの志願者は二十五才迄とし下士よりの志願者は三十才迄とす之れ其當を得たるものならん予は之に準はんと欲す

第七章 下士特別學科

一 下士に特別學科の教授を爲す事

下士に必要な學科を教授するは言を待たざれども尙特別に普通學の教授を盛にし年少下士の爲めには士官生徒たるの希望を満足せしめ老効下士の爲めには除隊後文官たるに必要な課業を授け以て厚く將來を保護すべし除隊後の事迄も世話を是るは親切過ぐる如くなれども下士が除隊後の顧慮なく安堵して其職務に従事するは此直に軍隊の利益なればなり所謂ナツケは他の爲めならずとは此謂なり。

第八章 俸 給

一 下士の俸給をして判任文官と相等ならしむる事

軍人を獎勵するに金錢を以てするは實は好ましからざることなれども廉潔ならざるべからざるは文官とても同じことなるに特に軍人の廉潔を理由としてその薄給を省みざるは酷なりと云ふべし予は元よ

り過分の優遇を興へよと云ふものにあらざれども今の下士官の日給の如き殆んど有名無實に等しさを憐む已に前來說き來りし予の希望の如き下士たれば其技藝其人物其事務決して通常判任文官に劣る所あらじ然らば其俸給も亦之に相等ならしむるは至當の事といふべし即ち準士官たる特務曹長より二等軍曹迄を十級に次第し特務に五級曹長に二級軍曹に三級を區分し依て以て衣食の道を得せしむべし已に一家生活の憂なくば喜んで其職に従事するは勿論俸給増加の上に於て前途昇進の望多しとすれば終身服役を希望する者もあらん年と共に隊務に熟達し軍隊が其利益を享受することは大ならん現に砲工兵科の上等監護の如きは他兵種の下士の如く甚しき紊亂を見ざるは職として此に原因す以て鑑となすべし。

第九章 文官採用

一下士文官採用の範圍を擴張する事

現行下士文官採用規則は其範圍甚だ狭少にして此規則に依て文官たりし者甚だ少なし元より從來濫造せし下士を以て直に文官たらしめよと云ふは無理なる請求なれども予が前來述べ來りし如き下士の満期者たらは毫も文官たるに差遣なふるべし依て満期の後就官志願の者を取調へ除隊後直に赴任せらるゝ如く在隊中に其就任の官銜を定むる如き規定を設くべし徒らに恩給を興へて致仕せしむるよりは彼我共に利益あらん

第十章 再役獎勵

現職中に相當衣食の俸給を興へば再役は左迄獎勵することなくして希望者は多らん今現役七年の後曹長たるを得てするも尙俸給の等級に於て前途六級と昇進すべきの希望なり二年一階級を昇進するも

最上級迄には優に十二年間を昇進の希望を以て再役せしむるに足る故に予はたゞ些少の増俸と營外居住とを以て之を誘はゞ是れりと信す、その恩給の如きは成し得べくは尙多少の増額を希ふと雖も恩給に長日月間衣食せしむるよりは就官現職中の俸給を豊にする方國家經濟の上にも又業務獎勵の上にも好果を得らるべきなり

一増給

已に下士の位地の有望たるを知らば志願者は従て多らん志願者多き時は輒く昇進し得られざるべし之れ既往に徴するに七年下士の變則將校たると得べき當時に在ては大概七年の現役を終へて再役すべき間際に漸く曹長に昇進するを得たりその下副官たるには少なくとも十年以上の服役者にあらざれば容易に其位地を占むる能はざりしなり若し此例を以て予の希望の如き制度となしたる曉を豫測するに初

度の誓約現役中には曹長たることも容易ならざるべし而るに其服役
し來りし年月は已に七年此れ決して短しと云ふべからず尙進で再服
役を爲さんとする者には官等に相當する増俸を給するは過分にあら
ざるべし予は俸給十分の二の増給を與へて以て服役の繼續を奨勵せ
んと欲す。

一初度再役年限を四年となす事

現役七年を終へて尙再役を爲さんとする者は十一年の服役と全ふじ
て恩給の權利を得んと欲するや必せり然るに現今の如く再服役年限
を一年宛と爲す時は恩給年限の間際に至りて再役志願を許可せられ
ざる事あつて服役者として大に不安の念を懐かしむ此れ必無の事に
あらず予は屢此の兒戯に等じき酷薄の處置の行はるゝを見る依て初
度の再役は之を四年と爲し其恩給年限迄服役を許可する事の擔保を

爲さんとす

一再役已上の者には營外居住を許可する事

現役七年を服役せし者は其年齢己に三十才に近し將に此れ一家と處
理せざるべからざるの時機なり尙ほ之を三年の兵卒と同じく終生營
内に居住せしむるは酷なりと云ふべし現今の下士が隊内に在て特務
曹長たるよりは隊外の勤務を希望するは俸給の爲めならずして多く
は妻帯者が起居の自由なる營外の居住を得んが爲めなり營外居住の
一事は事實上再役者の爲めに有力なる奨勵の一策なり現今にては總
ての下士に課業後より就床時刻迄外出を許し隊内の事務は當直下士
に於て處理しつゝあるより見れば再役者のみの營外居住を許せばと
て事務整理にも營内取締にも差違を生ずることば萬々無あらんなり
或は下士自身の取締に付て氣遣ふ者あらんやなれども是は年少下士

ならば兎に角、已に三十才の老卒下士將に曹長たらんとする古年下士に向ては毫も憂ふるに足ることなし、幾多隊外の下士に於て側知すべし、或は又軍隊緩急の虞ありとして下士の外泊を否む者あらん、こは獨り下士に向て云ふべきの事ならず、軍隊定宜の諸官は皆其任あり、不時の急を恐れて下士を營内に居住せしむるとならば、總ての將校にも外泊を許すべからざるなり、然れども此れ極端の論にして行はれざるの事、而も下士に限て此極端の論と實行せらるゝは何ぞや、予は監督を要する年少下士までをも總て外泊せしめよと云はず、再役者を獎勵せんが爲めには此不自由と除去し退ては一家の謀をも爲さしむるの自由を與ふるの至當なるを云ふものなり

第十一章 豫後備下士の補充

下士の待遇を改善し相當の位地と俸給とを與へなば多年服役を繼續

とる者あらん、勢ひ豫後備の下士に不足を生ずるは當然なり、此不足を補ふには現役中に於て上等兵の優等なる者と撰拔し特別の教育を施して下士候補者となし下士に欠員を生せし時は之に代理を命じて下士の勤務を見習はしめ己にして現役の籍を離るゝ時之を下士に昇進せしめは優に豫後備の下士と補充するに足らん、一年志願兵をして直に豫備士官に任ずるに比較せば其優れる事は數等の上にあり、一國軍備の上に於ては現役と豫備との間に甚しき優劣の差あるは固より好ましからざることなれども在役四五年漸々隊務に熟練し來りたる好下士をして空しく豫後備に逸出せしむるは軍隊の教育上深く惜むべきことにあらずや、此老功の下士を久しく隊内に留めて隊務に當らしめ豫後備の爲めには稍此より下れる者を以て補充しおくも甚だ不可ならん乎。

結 論

上來の各章に於て淨述せしものハ予が下士制度改革の鄙見の大要なり即ち先づ其初めに於て下士生徒の採用を嚴にし尙在團在隊中に普通學の上達を計り總ての下士をして士官候補生たるに足るべ素養おらしめ其優等なる者を撰て士官候補生となすと得せしめば下士部の元氣は自ら發揚せん又校内に禮拜堂を建設し生徒として尊影を禮拜し勅諭を捧讀せしむるの儀式を設くるは予が多年唱導する處にして此種の儀式は一見虚禮の如くなれども精神教育上自然の肅化を與ふる事決して淺少ならじ近年各宗教者が軍隊布教の端を啓さしは予の大に喜ぶ處希くは益其方法を擴張して精神教育上大に畫策する處あらん事を望む此種の業は軍隊教育上根本的の要件をして學術よりも

技藝よりも兵器の精銳よりも人員の衆多よりも最も必要にして最も多く意を用ひ力を盡さざるべからざるの事なるに常に其施設の徹々たるは實に慨嘆に堪へざる所なりとす

已に精神教育に於て充分に思想を確實ならしめ加ふるに前述將校生徒たるの希望を懷おしむれば元氣あり才幹あるの好下士は自ら得られんと雖も下士として悉く將校たらしむる事は出來得べからざる事にして且つ單に下士部の利益の爲のみより云ふ時は優等なる者こそ敢て下士部に抑留したけれどもろは無理なる注文ゆへ不得止優等者のみを將校生徒となし其餘の者に對しては將來の保護を厚くし下士をして久しく隊内に留まり喜で其職に勤勉ならしむるの策を講せざるべからず之が爲めには相當の等級と設けて俸給を次第に増加し以て在隊者を獎勵することとせり予の希望の如くなさは特務曹長以下

軍曹迄の俸給を十級に分ち大凡二年に一級と昇級せしめば二十一年間昇級の希望を有する服役を爲さしむることと得之を通常の判任文官に試むるに判任一二等に昇級するものは甚少なく奏任官に昇進する者に至ては殆んど稀なり然れども大概白髮の老年迄其職に就事するは受くる處の俸給は以て衣食するに足り且つ二年或は三年毎の昇進に望を屬する故ならん此例以て下士に適用して誤りなるべし果して然らば俸給の改正は依て以て好下士を久しく隊内に留まらしむるに足るべきの或者は經費の増加を恐れて下士俸給の増加を資せざるものあらんと雖も若し戰術上大なる障害なき範圍に於て人員を緊縮せば甚しき増費と要せずして予の希望は實行せらるべし尙又現役年限を永くせし自然の結果として種々節約し得べき經費を精算せば或は却て其費額と減少し得る哉も計られずヨシ多少の増額は免れずと

するも實質上餘力あるの好下士を得て強兵の實を全ふすると得ば失ふ所を償ふて餘あるにあらすや、假令ひ費す所有名無實の少額たるも、得る處亦有名無實の下士たれば如何に其人員は多數なりとも軍隊の實力上毫も益する所なくして支出は徒費たらんのみ
ア、我國の軍隊は俄に擴張せり兵員は大に増加せり而して實質上強兵の根元たる下士部の紊亂は殆んど其極に達せり吾人之を熟知す豈に黙視するに忍びんや敢て不遜を省みず聊か鄙見を陳して當路の大
臣及貴衆兩院の議員諸士に訴へ之が改善を促す所以なり

(完)

その結果として、
（能略之）
向は既往及び現在に於ける

世の同情を惹起するものなり。

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

（能略之）

明治三十二年六月十日印刷

(非賣品)

同

年同月十日發行



兼發行人



田覺



東京市本郷區湯島一丁目二三番地

松本秋齋

印刷人

東京市麻布區麻布龍土町三十九番地

發行所

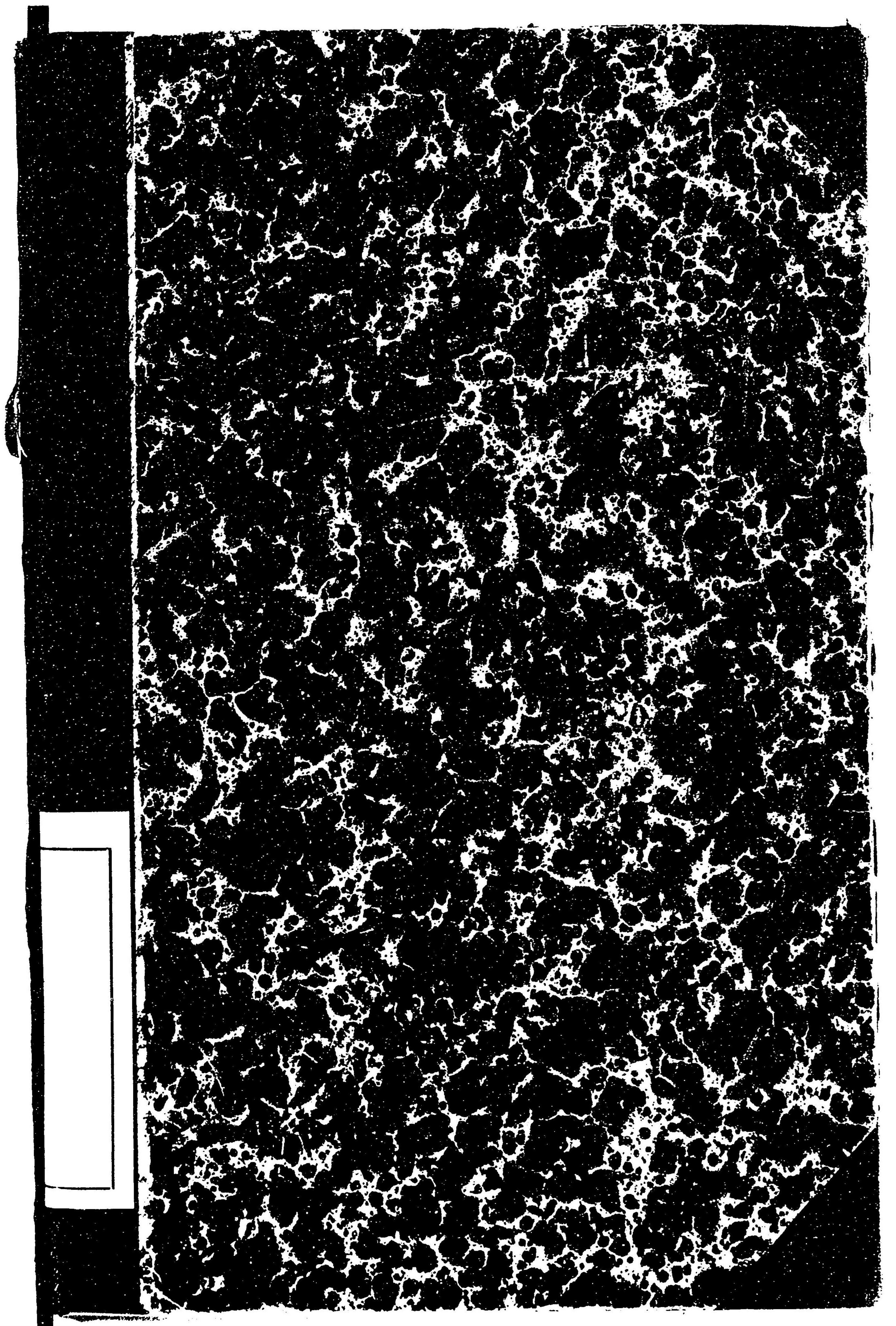
日水會

東京市牛込區市ヶ谷八幡町二番地

取次所

有則軒

82
129



051380-000-3

82-129

下士制度改革私議

太田 覺眠 / 著

M32

BFB-0079

